

# 健康寿命延伸のためのリハビリテーションを中心とした取組みに関する調査検討業務 委託仕様書

## 1. 業務の目的

我が国においては、2025年に団塊の世代が全て75歳以上となり、2040年に65歳以上の人口が全人口の約35%となるなど、急速に高齢化が進行しているとともに、疾病構造の変化や多疾患併存（マルチモビディティ）が顕著となる中、市民の健康寿命延伸に向け、以下のような課題への対応が必要となっている。

- ①心不全・呼吸器疾患などの内部障害等に関するリハビリ医療体制の不足
- ②フレイル・認知症患者の増加
- ③「疾患別・病期別の医療」から「患者本位の全人的な医療」への転換
- ④市内最大の回復期リハビリテーション病棟を有する神戸リハビリテーション病院（※）の老朽化  
（※）市の外郭団体である一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団が運営（180床）

上記の課題を踏まえ、市民の健康寿命延伸に向け、今後公的に実施すべきリハビリテーションを中心とした医療・予防・支援の取組みについて、調査検討を行う。

## 2. 委託業務期間

契約の締結日から令和5年12月31日まで

## 3. 業務の内容

- (1) 超高齢社会における市民の健康寿命延伸のために必要となるリハビリテーションを中心とした医療機能の調査・分析（必要に応じて有識者等に個別に意見を聴取）
  - ① 超高齢化社会における市民の健康寿命延伸のためのリハビリテーションを中心とした医療等の現状の調査及び分析
  - ② ①を踏まえた、健康寿命延伸に向けて今後公的に実施すべき医療・予防・支援の取組みの検討
  - ③ ②にかかる具体的な事業手法の検討（事業費・財源・採算性の検討及び収支シミュレーション等を含む）
- (2) 上記（1）について、本市及び関係団体による検討会議を月1回程度行い、記録を作成する。
- (3) 上記（1）（2）のほか、健康寿命延伸のためのリハビリテーションを中心とした取組みを検討するために必要な支援を行う。内容については本市と協議の上対応すること。

## 4. 成果物の提出

本業務の成果物は、以下のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については本市と協議の上、決定する。また、本市の要請に応じて、検討会等で使用する資料及び議事録について随時掲示すること。

- (1) 提出物
  - ① 業務実施計画書（スケジュール、作業工程、作業要領等を盛り込んだもの）  
紙媒体正本1部、副本2部、電子媒体（CD-R等）1部

② 業務報告書

紙媒体正本1部、副本2部、電子媒体（CD-R等）1部

(2) 提出期限

① 業務実施計画書：契約締結後1か月以内

② 業務報告書：

i) 中間報告：令和5年8月31日まで

ii) 最終報告：令和5年10月31日まで

※最終報告受けて本市における内部検討結果を反映した報告書を令和5年12月28日までに提出。

5. その他

- (1) 本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。但し、本市が保有する資料等については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に必要なに応じて提供するが、資料等の取り扱いについては、本市の指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の無い事項及び疑義が生じた場合は、受託者は本市と十分に協議し、その解決を図ること。
- (3) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として本市に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、本市の承諾を必要とする。
- (4) 受託者は、本委託業務で知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。これは受託期間終了後においても同様とする。